

令和4年9月7日

オミクロン株による感染が主流の間の感染症患者等の取扱い

1 感染症患者等（検査陽性者）

＜退院基準・療養解除基準等＞

有症状者	入院	<p>【人工呼吸器等による治療を行わなかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等 <p>【人工呼吸器等による治療を行った場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 等
	入院以外	<ul style="list-style-type: none"> ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合ただし10日間が経過するまでは、自主的な感染対策を徹底
無症状者		<ul style="list-style-type: none"> ・発症日から7日間経過した場合 ・5日目に陰性を確認した場合は5日間経過（6日目）に解除ただし、7日間が経過するまでは、自主的な感染対策を徹底

※1 無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合の発症日は、陽性確定に係る検体採取日

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

※3 自主的な感染対策とは、検温など健康状態の確認、外出時のマスク着用、高齢者などの重症化リスクの高い方との接触等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けるなど

※4 入院は、高齢者施設の入所も含む

- ・無症状者の場合又は有症状者で症状軽快から24時間経過している場合は、感染対策を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出可

2 濃厚接触者

- ・一般事業所については、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定等を行わない。

- ・オミクロン株の濃厚接触者として取り扱われる者の待機期間は、原則として最終接触日（陽性者との接触等）から5日間

7日間が経過するまでは、自主的な感染対策を徹底

- ・医療、介護、保育等の従事者は、毎日の検査で陰性確認等の要件のもと医療に従事可

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～2日	3～5日	6日～
医療、介護、保育等の従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 2,3日目の抗原定性検査で陰性確認（※）	待機解除
その他	待機		

※ 医療機関が自院でPCR検査・抗原定量検査を実施する場合は、3日目の陰性確認でも可